

# 災害時の避難に支援を必要とする方（避難行動要支援者）へ



## 個別避難計画作成のご案内です



### 1 個別避難計画について

「個別避難計画」とは、地震や風水害などの自然災害が発生したときに、適切な避難行動を迅速に行えるよう、災害時に、誰と、どこに、どうやって避難するかをまとめた、避難行動要支援者一人ひとりの避難計画のことです。

災害に備え、避難行動要支援者本人やその家族などで、個別避難計画作成し、避難支援を円滑に行えるよう、家族などの支援者と個別避難計画を共有しましょう。



### 2 避難行動要支援者とは

災害時に一人で避難することが困難なため、避難行動に支援を必要とする人たちのことをいいます。浦添市では在宅の方で、以下の要件に該当する方を対象に個別避難計画作成を進めていきます。

1	要介護認定 3、4又は5のいずれかの認定を受けている方
2	身体障害者手帳1級又は2級を所持する方
3	療育手帳 A1又は A2 を所持する方
4	精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
5	腎臓又は呼吸器の機能障害のうち身体障害者手帳1級から4級までのいずれかを所持する方
6	前1～5までに掲げる方のほか、支援を要すると市長が認める方



### 3 個別避難計画作成・登録の流れ

個別避難計画作成希望により「避難行動要支援者名簿」に登録される方の作成・登録の流れとなります。

#### 個別避難計画作成希望確認票兼情報提供同意書 及び 個別避難計画の提出

個別避難計画の作成を希望される方は、「避難経路」、「個別避難チェックリスト」、「避難支援者」などを個別避難計画に記入し、提出していただきます。

個別避難計画を提出の際は、個別避難計画作成希望確認票兼情報提供同意書も一緒に記入後、提出をお願いします。

※避難支援者を登録する場合は、避難支援者の方から同意を得た上で登録をお願いします。



#### 避難行動要支援者名簿への登録

提出された個別避難計画の情報を市が管理している避難行動要支援者名簿へ登録します。



#### 市から協力機関へ情報提供(協力機関への情報提供に同意される方のみ)

提出された個別避難計画作成希望確認票兼情報提供同意書の裏面および個別避難計画1枚目表面より、協力機関への情報提供に同意された方のみ協力機関へ個別避難計画の情報を提供いたします。

協力機関については、同封している「協力機関について」をご覧ください。

※災害時又は災害が発生するおそれがある場合においては、避難行動要支援者の生命、又は身体を災害から保護するため、警察、消防、自衛隊、自主防災組織等へ同意なく情報提供することがあります。

災害時に、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導をするためには、日ごろから地域の人たちと避難行動要支援者が交流し、協力して支援体制をつくる必要があります。

### 平常時の取組み

#### 避難行動要支援者

##### 地域の人との関係づくり

- ・日ごろからの声かけや交流

##### 避難経路や避難所の確認

- ・防災訓練への参加
- ・防災マップの確認

#### 支援者

##### 地域の人との関係づくり

- ・日ごろからの声かけや交流
- ・見守り活動、支援(助け合い)の体制づくり

##### 避難経路や避難所の確認

- ・防災訓練への参加
- ・防災マップの確認

### 災害時の対応

#### 避難行動要支援者

##### 自身の保護の確保

- ・家具等から離れる
- ・身の周りの物で頭の保護

##### 周囲の人へ支援を求める

- ・筆談等で状況を教えてもらう

#### 支援者

##### 安否の確認、情報伝達

- ・声かけや状況の説明

##### 状況に応じた支援

- ・状況が落ち着いたら、安全な方法で避難誘導等の支援

## 5 注意事項

個別避難計画を作成したとしても、災害状況等によっては支援者も被災者となることがあり、避難行動要支援者への避難支援が必ず計画どおりに行われると保障されるものではありません。そのため、支援者が支援について責任を負うものではありません。支援内容はあくまでも支援者の「できる範囲」となります。

まずは、災害時に被害を少なくするために、日ごろから地域の人たちと交流し、協力して支援体制をつくりましょう。また、「自分の身は自分で守る!」という意識をもって、平常時から自宅の安全対策や避難所や避難場所の確認をして、できる範囲で防災への取り組みを心がけましょう。



お問い合わせ先

浦添市役所福祉健康部福祉総務課

電話(直通):(098)876-1266

メール:hukushisoumu@city.urasoe.lg.jp